

人事委員会年報

(平成30年度)

広島県人事委員会事務局

目 次

第 1 人事委員会の運営	
1 人事委員会の開催状況	1
2 人事委員会規則の制定・改廃	5
3 条例案に対する意見	6
4 人事委員会主要行事	7
第 2 任用関係業務	
1 職員の採用	9
（1）職員採用試験等の実施状況	9
（2）主な採用試験日程及び試験会場	13
（3）受験資格等	14
（4）採用選考の状況	15
（5）広報活動等	15
（6）危機管理等	16
2 職員の昇任	17
第 3 給与関係業務	
1 職員給与の実態	19
（1）職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数並びに学歴別及び性別人員構成比	19
（2）職員の平均給与月額	19
2 職種別民間給与実態調査	20
（1）調査の目的及び調査対象事業所等	20
（2）職員給与と民間給与との比較	20
3 職員の給与に関する報告及び勧告	22
（1）職員の給与に関する報告	22
（2）勧告（内容抜粋）	23
（3）人事行政における当面の諸課題に関する報告	25
4 職員の給与制度改定の動き	30
第 4 審査関係業務	
1 公平審査	31
（1）不利益処分に関する審査請求	31
（2）勤務条件に関する措置の要求	32
2 職員からの苦情相談	33
3 職員団体等	34
（1）職員団体の登録	34
（2）管理職員等の範囲の指定	35
4 労働基準監督機関としての職権行使	40

人事委員会の運営

第1 人事委員会の運営

1 人事委員会の開催状況

平成30年度の人事委員会は26回開催され、その内容は次のとおりである。

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第1回	30. 4. 6 (金)	〔付議事項〕 1 職員（社会福祉職）の採用方法等について 2 「管理職員等の範囲を定める規則」の一部改正について 3 裁決取消請求事件（平成29年（行ウ）第36号）指定代理人の変更について（不起立事案（小中学校）） 〔報告事項〕 1 平成29年度職員による苦情相談の概要について 2 平成30年度人事委員会事務局事務概要について
第2回	30. 4. 23 (月)	〔報告事項〕 1 平成30年度第1回広島県警察官等採用試験の申込者数について 2 平成30年職種別民間給与実態調査について 3 裁決取消請求及び懲戒処分取消請求控訴事件の判決について（不起立事案（県立学校）） 4 全国人事委員会連合会役員会の概要について
第3回	30. 5. 16 (水)	〔付議事項〕 1 職員（司書職〔メディアコーディネーター〕）の採用方法等について 〔報告事項〕 1 平成30年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）の試験区分及び採用予定人員等について 2 平成30年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者）の試験区分及び採用予定人員等について 3 平成30年度十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議の概要について
第4回	30. 5. 30 (水)	〔協議事項〕 1 平成30年度人事委員会開催日程（案）について 〔報告事項〕 1 平成30年度第1回広島県警察官採用試験の第1次試験合格者について 2 県の課長相当職以上への昇任選考について
第5回	30. 6. 21 (木)	〔報告事項〕 1 平成30年度広島県職員（警察少年育成官）採用試験の第1次試験合格者について 2 平成30年度第1回広島県警察官採用試験の第2次試験合格者について 3 平成30年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）・（第1回社会人経験者）の申込者数について 4 平成30年度第2回広島県警察官採用試験の採用計画について 5 第126回全国人事委員会連合会総会の概要について
第6回	30. 7. 2 (月)	〔報告事項〕 1 平成30年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の採用計画について 2 平成30年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の採用計画について 3 平成30年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の採用計画について 4 不利益処分に係る審査請求の準備手続について（平成29年（不）第2号知事部局職員懲戒免職事件）
第7回	30. 7. 9 (月)	〔付議事項〕 1 委員の職務分担について 2 労働基準監督権限の委任について 3 人事委員会指令の一部改正について 4 不利益処分に関する審査請求に係る証人の採否等について（知事部局職員懲戒免職事案） 〔協議事項〕 1 平成30年度人事委員会開催日程（案）について 〔報告事項〕 1 平成30年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者について

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第8回	30. 8. 16 (木)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）の最終合格者の決定について 2 平成30年度広島県職員（警察少年育成官）採用試験の最終合格者の決定について 3 平成30年度第1回広島県警察官採用試験の最終合格者の決定について 4 裁決取消請求事件（平成29年（行ウ）第36号）への対応について（不起立事案（小中学校）） <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会勧告に向けた検討課題（給与関係）について 2 人事委員会勧告作業日程について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者）の第1次及び第2次試験合格者について 2 平成30年職種別民間給与実態調査の実施状況について 3 全国人事委員会連合会役員会の概要について 4 職員団体からの要請について 5 教職員組合から全国人事委員会連合会への要請（教員給与関係）について
第9回	30. 8. 22 (水)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者）の最終合格者の決定について <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 2 平成30年度人事委員会開催日程（案）について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者）の試験区分及び採用予定人員等について
第10回	30. 9. 5 (水)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考について <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の申込者数について 2 平成30年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の申込者数について 3 平成30年度第2回広島県警察官採用試験の申込者数について 4 退職手当支給制限処分に係る諮問について 5 職員団体との意見交換について
第11回	30. 9. 13 (木)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する審査請求の受理について（県立学校職員戒告事案） <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員団体との意見交換等について
第12回	30. 9. 19 (水)	<p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員団体との意見交換等について
第13回	30. 9. 26 (水)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度人事委員会開催日程（案）について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者）の申込者数について 2 平成30年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の申込者数について 3 平成30年度第2回広島県警察官採用試験の第1次試験合格者について 4 職員団体との意見交換等について

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第 14 回	3 0 . 1 0 . 2 (火)	〔付議事項〕 1 不利益処分に関する審査請求における求釈明について（知事部局職員懲戒免職事案） 〔協議事項〕 1 勧告日程等について（案） 〔報告事項〕 1 職員団体との意見交換等について
第 15 回	3 0 . 1 0 . 2 4 (水)	〔付議事項〕 1 平成30年度一般職任期付職員採用試験実施計画について 2 不利益処分に関する審査請求に係る審理の終了について（知事部局職員懲戒免職事案） 3 措置要求における求釈明について（知事部局職員通勤手当事案） 4 不利益処分に関する審査請求に係る受理前調査について（県立学校教員停職処分事案） 5 諮問（退職手当の支給制限処分）に係る資料の提出要求について 〔報告事項〕 1 平成30年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の第1次試験合格者について 2 平成30年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の第1次試験合格者について 3 平成30年度第2回広島県警察官採用試験の第2次試験合格者について
第 16 回	3 0 . 1 1 . 1 5 (木)	〔付議事項〕 1 平成30年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の最終合格者の決定について 2 平成30年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の最終合格者の決定について 3 平成30年度第2回広島県警察官採用試験の最終合格者の決定について 4 不利益処分に関する審査請求の却下について（県立学校教員停職処分事案） 〔協議事項〕 1 不利益処分に関する審査請求の裁決について（知事部局職員懲戒免職事案） 〔報告事項〕 1 平成30年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者）の第1次試験及び第2次試験の合格者について 2 平成30年度身体に障害のある人を対象とした職員採用選考試験の第1次試験合格者について 3 平成30年各都道府県の給与勧告等の状況について
第 17 回	3 0 . 1 1 . 2 8 (水)	〔付議事項〕 1 平成30年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の最終合格者の決定について 2 平成30年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者）の最終合格者の決定について 3 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について 4 不利益処分に関する審査請求の裁決について（知事部局職員懲戒免職事案） 5 措置要求における求釈明について（知事部局職員通勤手当事案） 〔協議事項〕 1 平成30年度人事委員会開催日程（案）について
第 18 回	3 0 . 1 2 . 6 (木)	〔付議事項〕 1 平成30年度一般職任期付職員採用試験の合格者の決定について 2 条例案に係る意見について 3 諮問（退職手当の支給制限処分）に対する答申について
第 19 回	3 0 . 1 2 . 2 1 (金)	〔付議事項〕 1 県の課長相当職以上への昇任選考について 2 人事委員会規則・指令の一部改正について 3 裁決取消請求事件（平成29年（行ウ）第36号）の準備書面の提出について（不起立事案（小中学校））
第 20 回	3 1 . 1 . 1 1 (金)	〔報告事項〕 1 県・警察・教育委員会の合同セミナーについて
第 21 回	3 1 . 1 . 2 4 (木)	〔付議事項〕 1 人事委員会規則・指令の一部改正について 〔協議事項〕 1 平成30年度人事委員会開催日程（案）について

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第 22 回	3 1 . 2 . 7 (木)	〔付議事項〕 1 警察本部の採用選考について 2 警察本部の昇任選考について 3 条例案に係る意見について 〔協議事項〕 1 平成31(2019)年度採用試験制度の見直しについて 〔報告事項〕 1 全国人事委員会連合会役員会の概要について 2 職員団体の春闘要求について
第 23 回	3 1 . 2 . 1 8 (月)	〔付議事項〕 1 広島県職員採用試験(林業・総合土木)の実施について 2 平成31(2019)年度広島県職員採用試験実施計画について
第 24 回	3 1 . 2 . 2 6 (火)	〔付議事項〕 1 通勤手当の見直しに係る規則等の改正について 2 審査請求における求釈明について(県立学校職員戒告事案) 〔報告事項〕 1 平成31(2019)年度第1回広島県警察官採用試験の試験区分及び採用予定人員等について
第 25 回	3 1 . 3 . 1 3 (水)	〔付議事項〕 1 人事委員会事務局職員の人事異動について 2 採用選考について 3 県の課長相当職以上への昇任選考について 4 一般職の任期付職員の採用について(一般任期付職員) 5 人事委員会規則・指令の一部改正について 6 年次有給休暇の特例承認について 〔報告事項〕 1 職員団体からの要請について
第 26 回	3 1 . 3 . 2 7 (水)	〔付議事項〕 1 広島県人事委員会処務規程の一部改正について 2 警察本部の採用選考について 3 臨時的任用に係る運用基準の改正について 4 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 5 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について(受託分) 6 職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正について 〔協議事項〕 1 平成31年度人事委員会開催日程(案) 〔報告事項〕 1 県の課長相当職以上への昇任選考について 2 平成31(2019)年度広島県職員採用試験(林業・総合土木)の申込者数について 3 平成30年度事業所調査の結果について

付議事項 57件

協議事項 16件

報告事項 53件

合 計 126件

2 人事委員会規則の制定・改廃

平成30年度における人事委員会規則の制定改廃の内容は、次のとおりである。

制定・改正 年 月 日	規 則 名	概 要
平 30. 4. 1 公布・施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織の改編等による職の新設等に伴う 所要の改正
平 30. 4. 1 公布・施行	安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設等に伴う 所要の改正
平 30. 4. 1 公布・施行	広島中央環境衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設等に伴う 所要の改正
平 30. 4.12 公布・施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	会計管理部会計総務課への職の追加配置に 伴う所要の改正
平30.11.29公布 平30.12.1施行	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	農業取締法の一部改正に伴う所要の改正
平30.12.21公布 平31.1.1施行	職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則	家族看護等休暇の対象拡大(孫の追加)に 伴う所要の改正
平 30.12.21 公布・施行	職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則	平成30年給与改定に伴う所要の改正
平 30.12.21 公布・施行	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	平成30年給与改定に伴う所要の改正
平 30.12.21 公布・施行	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	平成30年給与改定に伴う所要の改正
平 30.12.21 公布・施行	宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則	平成30年給与改定に伴う所要の改正
平31.2.28公布 平31.3.11施行 (一部は平31.4.1施行)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の組織改編による職の設置等に 伴う所要の改正
平31.2.28公布 第1条 平31.3.11施行 第2条 平31.4.1施行	職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の組織改編による職の設置等に 伴う所要の改正
平31.3.4公布 平31.4.1施行	職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	通勤手当の全額支給上限額の引上げ等に 係る条例改正に伴う所要の改正
平31.3.18公布 平31.4.1施行	職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則	時間外勤務の上限規制の導入に伴う所要の 改正
平31.3.25公布 平31.4.1施行	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	平成31年度組織改正等に伴う所要の改正
平31.3.25公布 平31.4.1施行	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	平成31年度組織改正等に伴う所要の改正 生活関連手当の独自見直しに伴う管理職 手当の引上げに係る所要の改正
平31.3.25公布 平31.4.1施行	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先法人の追加等に伴う所要の改正
平31.3.25公布 平31.4.1施行	職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	平成31年度組織改正等に伴う所要の改正
平31.3.28公布 平31.4.1施行	職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則	学校教育法の一部改正に伴う所要の改正

3 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、職員に関する条例の制定又は改廃について、県議会から意見を求められたものに対し、意見を申し述べている。

なお、平成30年度に意見を求められた条例案4件に対して述べた意見は、次に掲げるとおりである。

年月日	条例案	意見
平成30年 12月6日	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案中職員に関する部分	適当と考えます。
	職員給与に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	
平成31年 2月7日	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案中職員に関する部分	適当と考えます。
	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案中職員に関する部分	
	職員給与に関する条例の一部改正	
	職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正	
	職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正	
	職員の旅費に関する条例の一部改正	
	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正	
	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正	
	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正	
	職員の育児休業等に関する条例の一部改正	
	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正	
	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正	
	広島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正	
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正	
警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正		

4 人事委員会主要行事

区分	人事委員会	人事委員会協議会関係	その他
平成30年 4月	4. 6 第1回人事委員会 4. 23 第2回人事委員会	4. 11 全国人事委員会連合会役員会 4. 25 十六都道府県人事委員会協議会 委員長・事務局長会議	
5月	5. 16 第3回人事委員会 5. 30 第4回人事委員会	5. 7 中国地方人事委員会協議会 委員全体会議	
6月	6. 21 第5回人事委員会	6. 8 全国人事委員会連合会総会	
7月	7. 2 第6回人事委員会 7. 9 第7回人事委員会	7. 5～6 公平審査事務研修会	7. 14 口頭審理 7. 19～8. 5 大卒程度2次試験
8月	8. 16 第8回人事委員会 8. 22 第9回人事委員会	8. 10 全国人事委員会連合会役員会	8. 6～8 大卒程度3次試験 (行政一般事務B) 8. 30 口頭審理
9月	9. 5 第10回人事委員会 9. 13 第11回人事委員会 9. 19 第12回人事委員会 9. 26 第13回人事委員会		
10月	10. 2 第14回人事委員会 10. 24 第15回人事委員会		10. 2 人事委員会勧告
11月	11. 15 第16回人事委員会 11. 28 第17回人事委員会		
12月	12. 6 第18回人事委員会 12. 21 第19回人事委員会		
平成31年 1月	1. 11 第20回人事委員会 1. 24 第21回人事委員会		
2月	2. 7 第22回人事委員会 2. 18 第23回人事委員会 2. 26 第24回人事委員会	2. 5 全国人事委員会連合会役員会	
3月	3. 13 第25回人事委員会 3. 27 第26回人事委員会		

※ この表は、人事委員が出席する主要行事を掲載したものである。

●人事委員会 26回 ●人事委員会協議会関係 7回
●口頭審理 2回

任 用 關 係 業 務

第2表 主な平成30年度広島県職員採用試験の実施状況(内訳)

(平成31年4月1日現在)

試験 区分	職 種	採用予 定人員 名程度	申込者数 (A) 人	第1次試験										第2(3)次試験					最終競争 倍率 (B/D)	採用者数 人			
				受験者数(B)					受験率 (B/A)	合格者数(C)					合格者数 (C/B)	受験者数					最終合格者数(D) (D/B)		
				院	大	短	高	計		院	大	短	高	計		院	大	短				高	計
大 政	一般事務A	50	445	19	307	2	328	73.7	16	123		139	42.4	126	1	72		73	22.3	4.5	53		
			159	1	120	1	122		3	47		50		46	1	38		39			25		
	一般事務B	21	161	12	112	2	128	79.5	9	77		1	87	68.0	44	4	18		22	17.2	5.8	19	
			73	6	56	1	63		5	42		1	48		28	3	11		14			11	
	小中学校事務	8	61	2	46		48	78.7	4	17		21	43.8	21	1	9		10	20.8	4.8	5		
			25	1	21		22		2	6		8		8	1	5		6			2		
	警察事務	10	89	1	60	2	3	66	74.2		26		26	39.4	25	13		13	19.7	5.1	10		
			45	1	28	1	2	32			13		13		13	10		10			8		
	小計	89	756	34	525	4	7	570	75.4	29	243		1	273	47.9	216	6	112		118	20.7	4.8	87
				302	9	225	2	3	239		10	108		1	119		95	5	64		69		
学 卒	心 理	5	20	11	6		17	85.0	7	3		10	58.8	9	5	1		6	35.3	2.8	4		
			11	7	3		10		5	2		7		7	4			4			4		
	衛生(衛生一般)	2	13	5	7		12	92.3	1	7		8	66.7	8	1	2		3	25.0	4.0	3		
			5	3	2		5		1	3		4		4	1	1		2			2		
	衛生(業学)	4	11	2	6		8	72.7	1	6		7	87.5	7	5		5	62.5	1.6	4			
			6	1	4		5		5	4		4		4	3		3			3			
	農 業	11	36	10	14		24	66.7	8	9		17	70.8	15	7	6		13	54.2	1.8	12		
			16	4	7		11		3	5		8		7	2	5		7			7		
	林 業	6	20	4	9		13	65.0	4	8		12	92.3	12	3	5		8	61.5	1.6	7		
			8		3		3		2	2		2		2	1		1		1				
畜産一般	3	12	1	6		7	58.3	1	4		5	71.4	5	1	3		4	57.1	1.8	4			
		9		5		5		4	4		4		4	3		3		3					
水 産	3	18	7	7		14	77.8	5	3		8	57.1	8	3	1		4	28.6	3.5	3			
		2		2		2		1	1		2		2	1		1		1					
工業(化学)	1	17	4	5		9	52.9	2	3		5	55.6	4	1		1	11.1	9.0	1				
		5	1	1		2		2	2		2		2			1		1		1			
工業(機械)	1	12	2	4		6	50.0	1	4		5	83.3	4	1	1		2	33.3	3.0	2			
		1																					
工業(電気)	2	10	3	5		8	80.0	2	4		6	75.0	5	1	2		3	37.5	2.7	2			
総合土木	12	41	3	21	1	25	61.0	3	19		22	88.0	22	3	17		20	80.0	1.3	18			
		6		5		5		4	4		4		4	4		4		4					
建 築	5	18	1	10		11	61.1	1	8		9	81.8	9	1	4		5	45.5	2.2	5			
		6		2		2		1	1		1		1	1		1		1					
小計	55	228	53	100	1	154	67.5	36	78		114	74.0	108	27	47		74	48.1	2.1	65			
		75	16	34		50		10	28		38		37	7	19		26			24			
計	144	984	87	625	5	7	724	73.6	65	321		1	387	53.5	324	33	159		192	26.5	3.8	152	
		377	25	259	2	3	289		20	136		1	167		132	12	83		95			70	
社 会 人 員 等	第1回	一般事務	11	271	23	148	12	9	192	70.8	9	35		44	22.9	22	12		12	6.3	16.0	9	
				61	3	28	8	39		1	7		8		1	1		1		1		1	
		総合土木	4	27	3	13	1	2	19	70.4	2	9	1	1	13	68.4	8	1	5	6	31.6	3.2	5
			4		2	1	3		2	2		2		1									
	小計	15	298	26	161	13	11	211	70.8	11	44	1	1	57	27.0	30	1	17		18	8.5	11.7	14
			65	3	30	8	1	42		1	9		10		2	1		1					
	第2回	一般事務	10	316	24	144	22	13	203	64.2	9	36		45	22.2	21	2	13		15	7.4	13.5	14
				92	3	32	19	5	59		6	6		6		3	2		2			2	
		総合土木	2	22	2	7	1	5	15	68.2	2	4	1	2	9	60.0	7	1	4	1	6	40.0	2.5
			2		1	1	2		1	1		1		1	1		1		1				
小計	12	338	26	151	23	18	218	64.5	11	40	1	2	54	24.8	28	3	17	1	21	9.6	10.4	18	
		94	3	33	19	6	61		7	7		7		4	3		3						
短大卒業程度	行政以外	司 書	1	38	2	25		27	71.1		8		8	29.6	8	1		1	3.7	27.0	1		
				34	2	25		27		8		8		8	1		1		1				
小計	1	38	2	25		27	71.1		8		8	29.6	8	1		1	3.7	27.0	1				
		34	2	25		27		8		8		8	1		1		1						
高 校 卒 業 程 度	一般事務	8	99		3	3	45	51.5	3	1	15	19	37.3	18	2	1	6	9	17.6	5.7	6		
			33		1	2	12	15		1	1	6	8	8	1	1	2	4					
	小中学校事務	12	96		1	65	66	68.8			35	35	53.0	34		17	17	25.8	3.9	11			
			66		1	46	47			29	29	28		16	16								
	警察事務	4	53		3	35	38	71.7		2	10	12	31.6	12		6	6	15.8	6.3	4			
			38		3	26	29		2	10	12	12		6	6								
	小計	24	248		3	7	145	62.5	3	3	60	66	42.6	64	2	1	29	32	20.6	4.8	21		
			137		1	6	84	91		1	3	45	49	48		1	1	24	26				
	行政以外	総合土木	4	10		2	6	8	80.0		2	5	7	87.5	7		2	4	6	75.0	1.3	2	
				1		1	1	1		1	1		1		1	1		1		1			
小計	4	10		2	6	8	80.0		2	5	7	87.5	7		2	4	6	75.0	1.3	2			
		1		1	1	1		1	1		1		1		1		1						
計	28	258		3	9	151	163	63.2	3	5	65	73	44.8	71	2	3	33	38	23.3	4.3	23		
		138		1	6	85	92		1	3	46	50	49		1	1	25	27					
身体に障害のある人を対象とした試験	一般事務	7	14		7	1	4	12	85.7	7	1	4	12	100.0	7	2	2	4	33.3	3.0	4		
			3		1	1	2		1	1	2		1		1		1						
小計	7	14		7	1	4	12	85.7	7	1	4	12	100.0	7	2	2	4	33.3	3.0	4			
		3		1	1	2		1	1	2		1		1		1							
総 計	207	1,930	141	972	51	191	1,355	70.2	87	423	8	73	591	43.6	468	37	198	4	35	274	20.2	4.9	212
		711	33	349	35	96	513		21	162	3	48	234		196	12	89	1	25	127			92

(注)・採用予定人員は、受験案内表示による。

・下段は女性で内数

・大学の欄に記載の数は大学中退者若しくは在学者を含む。短大の欄に記載の数は高专を含む。 - 10 -

第3表 平成30年度広島県警察官採用試験実施状況

試験 区分	職 種	採用予定 人員 名程度	申込者数 (A) 人	第 1 次 試 験										第 2 次 試 験						第 3 次 試 験					最終競争 倍率 (B/E)	採用者数 人				
				受験者数(B)					受験率 (B/A)	合格者数(C)					合格者数	合格者数(D)					合格者数	最終合格者数(E)					最終合格 率(E/B)			
				大	短	高	他	計		大	短	高	他	計		(C/B)	大	短	高	他		計	(D/B)	大				短	高	他
第 1 回 警 察 官	警 察 官 A (男性)	60	739	494			494	66.8	392			392	79.4	311	204			204	41.3	192	94			94	19.0	5.3	59			
	警 察 官 B (男性)	9	440	19	9	291	319	72.5	9	2	46	57	17.9	49	5	1	28	34	10.7	31	1		15	16	5.0	19.9	6			
	警 察 官 A (女性)	11	211	118			118	55.9	105			105	89.0	62	47			47	39.8	38	19			19	16.1	6.2	12			
			211	118			118		105			105		62	47			47		38	19			19			12			
	警 察 官 B (女性)	4	154	1	12	68	81	52.6	1	2	15	18	22.2	14	1	1	9	11	13.6	10			5	5	6.2	16.2	3			
			154	1	12	68	81		1	2	15	18		14	1	1	9	11		10			5	5			3			
計	84	1,544	632	21	359	0	1,012	65.5	507	4	61	0	572	56.5	436	257	2	37	0	296	29.2	271	114	0	20	0	134	13.2	7.6	80
			365	119	12	68	0	199		106	2	15	0	123		76	48	1	9	0	58		48	19	0	5	0	24		15
第 2 回 警 察 官	警 察 官 A (男性)	16	346	174			174	50.3	57			57	32.8	55	37			37	21.3	34	17			17	9.8	10.2	17			
	警 察 官 B (男性)	34	380	12	7	232	1	252	66.3	9	4	122	135	53.6	126	5	2	79	86	34.1	83			42	42	16.7	6.0	32		
	警 察 官 A (女性)	7	108	44			44	40.7	26			26	59.1	22	16			16	36.4	16	8			8	18.2	5.5	7			
			108	44			44		26			26		22	16			16		16	8			8			7			
	警 察 官 B (女性)	8	174		6	84		90	51.7			36		36	40.0	32			21		21	23.3	20			10	10	11.1	9.0	9
			174		6	84		90				36		36		32			21		21		20			10	10		9	
計	65	1,008	230	13	316	1	560	55.6	92	4	158	0	254	45.4	235	58	2	100	0	160	28.6	153	25	0	52	0	77	13.8	7.3	65
			282	44	6	84	0	134		26	0	36	0	62		54	16	0	21	0	37		36	8	0	10	0	18		16
警 察 官 総 計	149	2,552	862	34	675	1	1,572	61.6	599	8	219	0	826	52.5	671	315	4	137	0	456	29.0	424	139	0	72	0	211	13.4	7.5	145
			647	163	18	152	0	333		132	2	51	0	185		130	64	1	30	0	95		84	27	0	15	0	42		31

(注) ・採用予定人員は、受験案内表示による。

・下段は、女性で内数。

・大学の欄に記載の数は大学中退者若しくは在学者を含む。短大の欄に記載の数は高专を含む。高校の欄に記載の数は高校中退者を含む。

・第2回警察官試験は、他の都道府県を第一志望とする者を除く。

(参考)

第4表 広島県職員採用試験(大学卒業程度)の受験者・合格者数の推移

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
全 職 種	人(程度) 採用予定者数	59	81	89	71	105	119	122	118	133	144
	人 申 込 者 数 (A)	938 (313)	1,442 (519)	1,365 (475)	1,250 (437)	1,151 (405)	990 (336)	1,125 (428)	1,076 (409)	1,144 (434)	984 (377)
	人 受 験 者 数 (B)	613 (197)	816 (306)	870 (302)	824 (268)	691 (242)	652 (215)	763 (291)	725 (287)	783 (316)	724 (289)
	人 最終合格者数 (C)	77 (29)	105 (39)	113 (40)	90 (32)	132 (56)	142 (50)	144 (69)	141 (68)	170 (83)	192 (95)
	% 受 験 率 (B/A)	65.4	56.6	63.7	65.9	60.0	65.9	67.8	67.4	68.4	73.6
	倍 競 争 倍 率 (B/C)	8.0	7.8	7.7	9.2	5.2	4.6	5.3	5.1	4.6	3.8
	人 採 用 者 数 (D)	68 (27)	88 (31)	105 (37)	78 (28)	118 (49)	123 (41)	115 (51)	112 (56)	146 (69)	152 (70)
う ち 行 政 職	人(程度) 採用予定者数	31	42	46	34	57	65	75	69	80	89
	人 申 込 者 数 (A)	594 (190)	1,024 (369)	973 (334)	900 (313)	842 (314)	712 (253)	846 (345)	784 (319)	839 (337)	756 (302)
	人 受 験 者 数 (B)	397 (121)	570 (207)	604 (201)	587 (187)	491 (179)	458 (164)	588 (236)	533 (226)	584 (250)	570 (239)
	人 最終合格者数 (C)	42 (16)	59 (19)	61 (23)	44 (18)	74 (37)	77 (36)	91 (51)	79 (46)	107 (64)	118 (69)
	% 受 験 率 (B/A)	66.8	55.7	62.1	65.2	58.3	64.3	69.5	68.0	69.6	75.4
	倍 競 争 倍 率 (B/C)	9.5	9.7	9.9	13.3	6.6	5.9	6.5	6.7	5.5	4.8
	人 採 用 者 数 (D)	34 (14)	45 (14)	53 (20)	37 (17)	66 (31)	68 (30)	68 (34)	60 (36)	89 (52)	87 (46)

(注) ()内は女性で内数

(2) 主な採用試験日程及び試験会場

平成30年度の主な職員採用試験の日程及び試験会場は、次のとおりである。

(公告順)

試験区分	受験案内・ 申込書配布 開始期日	受付期間	第1次試験	第1次試験 合格発表	第2次試験	第2次試験 合格発表	第3次試験	最終合格発表	試験会場		
									第1次試験	第2次試験	第3次試験
第1回警察官試験	3月1日(木)	3月1日(木) ～ 4月17日(火)	5月13日(日)	5月22日(火)	6月9日(土) ～ 6月10日(日)	6月19日(火)	7月27日(金) ～ 8月1日(水)	8月17日(金)	広島修道大学	広島県警察学校	広島県庁
大学卒業程度試験	5月15日(火)	5月15日(火) ～ 6月6日(水)	6月24日(日)	7月6日(金)	7月19日(木) ～ 8月10日(金)	—	—	8月17日(金)	【広島会場】 広島修道大学 【東京会場】 明治学院大学 白金キャンパス (東京都港区)	広島県庁	—
行政 (一般事務B)					7月19日(木) ～ 7月25日(水)	7月27日(金)	8月6日(月) ～ 8月10日(金)	8月17日(金)			広島県庁
第1回 社会人経験者試験	5月15日(火)	5月15日(火) ～ 6月6日(水)	6月24日(日)	7月13日(金)	7月28日(土) ～ 8月5日(日)	8月8日(水)	8月19日(日)	8月24日(金)	【広島会場】 広島修道大学 【東京会場】 明治学院大学 白金キャンパス (東京都港区)	広島県庁	広島県庁
第2回警察官試験	6月29日(金)	6月29日(金) ～ 8月28日(火)	9月16日(日)	9月25日(火)	10月6日(土) ～ 10月7日(日)	10月16日(火)	11月1日(木) ～ 11月7日(水)	11月22日(木)	【広島会場】 県立広島大学広島キャンパス、広島県庁 【福山会場】 福山平成大学	広島県警察学校	広島県庁
短大卒業程度試験	6月29日(金)	6月29日(金) ～ 9月4日(火)	9月23日(日)	10月12日(金)	10月25日(木) ～ 10月31日(水)	—	—	11月16日(金)	広島県庁	広島県庁	—
高校卒業程度試験	6月29日(金)	6月29日(金) ～ 9月4日(火)	9月23日(日)	10月12日(金)	10月25日(木) ～ 10月31日(水)	—	—	11月16日(金)	【広島会場】 広島県庁 【福山会場】 広島県東部総務事務所	広島県庁	—
身体に障害のある人 を対象とした試験	6月29日(金)	6月29日(金) ～ 9月21日(金)	10月21日(日)	11月1日(木)	11月19日(月) ～ 11月21日(水)	—	—	11月30日(金)	広島県庁	広島県庁	—
第2回 社会人経験者試験	8月27日(月)	8月27日(月) ～ 9月20日(木)	10月14日(日)	10月26日(金)	11月10日(土) ～ 11月11日(日)	11月16日(金)	11月25日(日)	11月30日(金)	【広島会場】 J A広島ビル 【東京会場】 都道府県会館 (東京都千代田区)	広島県庁	広島県庁

(3) 受験資格等

平成30年度の主な職員採用試験の受験資格等は、次のとおりである。

試験区分	項目	年 齢 (生年月日)	性 別	学 歴	その他
	大 学 卒 業 程 度	平成元年4月2日から 平成9年4月1日までに生まれた者と 平成9年4月2日以降に生まれた大卒(卒 見含む)の者	—	_____	
	行政 (一般事務B)	平成4年4月2日から 平成9年4月1日までに生まれた者と 平成9年4月2日以降に生まれた大卒(卒 見含む)の者	—	_____	
	社 会 人 経 験 者	昭和34年4月2日以降に生まれた者	—	_____	※①
	短 大 卒 業 程 度	平成元年4月2日から 平成11年4月1日までに生まれた者	—	_____	
	高 校 卒 業 程 度	平成9年4月2日から 平成13年4月1日までに生まれた者	—	_____	
	身体に障害のある人を 対象とした試験	昭和63年4月2日から 平成13年4月1日までに生まれた者	—	_____	※②
第 1 回 警 察 官	昭和61年4月2日から 平成13年4月1日までに生まれた者	男性	警察官 (男性) A	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業 した者又は平成31年3月末日までに卒業見込み の者	
		女性	警察官 (女性) A		
		男性	警察官 (男性) B	上記以外の者	※③
		女性	警察官 (女性) B		
第 2 回 警 察 官	昭和61年4月2日から 平成13年4月1日までに生まれた者	男性	警察官 (男性) A	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業 した者又は平成31年3月末日までに卒業見込みの 者	
		女性	警察官 (女性) A		
		男性	警察官 (男性) B	上記以外の者	※④
		女性	警察官 (女性) B		

上記のほか、次のいずれかに該当する場合は受験できない。

ア 日本国籍を有しない者(工業を除く。) イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条(欠格条項)の規定に該当する者

※① 申込日時点で、学歴区分に応じて定める職務経験年数を満たす者

※② 次の全てに該当する者

ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者 イ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

※③ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)に在籍している者及び高等学校を平成31年3月末日までに卒業見込みの者は受験できない。

※④ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)に在籍している者は受験できない。

(4) 採用選考の状況

平成30年度職員採用選考の状況は、次のとおりである。

ア 選考試験（身体に障害のある人を対象とした試験を除く。）

(知事部局)

実施月日	職 種	受 験 者 数	合 格 者 数
平成30年10月21日(日)	職業訓練指導員	9人	3人

(警察本部)

実施月日	職 種	受 験 者 数	合 格 者 数
平成30年5月13日(日)	警 察 官 航空機操縦士	3人	1人
平成30年7月22日(日)	警 察 官 術科指導員	4人	4人

(選考試験の計)

受 験 者 数	合 格 者 数
16人	8人

イ その他の採用選考件数（割愛等）

区 分	職 種	選考対象数	合格者数
知事部局等	行 政 職 等	39人	39人
教育委員会	行 政 職	10人	10人
警察本部	警 察 官 等	56人	56人
合 計		105人	105人

(注) 任命権者への委任分を除く。知事部局等には病院事業局を含む。

(5) 広報活動等

優秀な人材を確保するため、採用試験の実施について次のとおり広報活動等を展開した。

ア 県広報の活用

① 広報紙

県広報紙「県民だより」等を利用して広報活動等を行った。

② インターネット

県のホームページを利用して広報を行った。

イ 人事委員会ホームページの活用

人事委員会のホームページにより、各種情報提供を行った。

ウ 「職員採用ガイダンス」等の開催

広島県職員採用試験の受験希望者を対象として、「広島県職員採用ガイダンス」を平成31年3月13～22日に、女性のみを対象とした「広島県職員採用ガイダンス(女子会)」を平成31年3月13日に、県庁講堂にて開催し、それぞれ307名、42名の参加を得た。内容は、知事からのメッセージ(女子会は松井浩美経営戦略部長の講演)、採用試験制度や仕事内容の説明のほか、グループに分かれての若手県職員との意見交換及び職場見学を行った。それぞれのガイダンスの内容については、人事委員

会のホームページに掲載した。

また、「技術職・専門職限定 広島県職員しごと説明会」を平成31年2月28日に審理審問室で開催し、85名が参加した。それぞれの職種の職員との意見交換や職場見学のほか、平成30年度は複数の職種で現場見学を行った。

エ 試験制度説明の実施

県内・県外の大学等の訪問や合同就職説明会等に出展して、試験制度や県行政についての説明等を行った。

オ 大都市圏での採用説明会を開催

県出身学生などを対象に、平成31年1月7～8日に大阪、平成31年1月9～11日に東京において、警察本部・教育委員会との共催で採用説明会を実施した。

また、首都圏で広島県へのU I Jターンを検討している者などを対象に、平成31年2月22日、23日に採用説明会を開催した。両日で26名が参加し、採用試験制度の説明の他、実際に東京からUターンして社会人経験者試験により採用された職員との懇談等も行った。

(6) 危機管理等

採用試験の実施に当たっては、天候や公共交通機関の遅延等により、予定どおり試験が実施できなくなる可能性がある。このため、次のとおりの対策を講じた。

ア 危機管理マニュアル

当初の予定どおりの試験実施が危ぶまれる場合の対応マニュアルを準備し、不測の事態に備えている。

イ 携帯版ホームページの作成

天候や公共交通機関の遅延などにより、予定どおりの試験実施が困難になると想定される場合に、受験者に試験実施についての情報を提供するため、人事委員会のホームページに携帯電話で閲覧できる、情報提供ページを準備している。

ウ 試験日程の変更

平成30年7月豪雨と台風12号による受験者の安全確保等を目的として、警察官採用試験、大学卒業程度試験及び第1回社会人経験者試験の面接試験日程を一部変更して実施した。

2 職員の昇任

平成30年度職員昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

職 別	知 事	教育委員会	警察本部	そ の 他	計
局 長 相 当 職	4			2	6
部 長 相 当 職	18	2	2	2	24
課 長 相 当 職	54	3	3	10	70
担当監・参事相当職	154	27	12	16	209
主 査 相 当 職	70	10	23	43	146
合 計	300	42	40	73	455

(注) 警察本部については警察官を除く。

給 与 関 係 業 務

第3 給与関係業務

1 職員給与の実態

地方公務員法第8条第1項の規定により、平成30年4月現在の一般職に属する職員の給与等の実態を調査した。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数並びに学歴別及び性別人員構成比

職員の総数は、23,533人で、これを給料表別にみると、教育職が全体の51.5%を占め、以下行政職24.3%、公安職21.9%、医療職1.2%、研究職1.1%の順となっている。

(平成30年4月現在)

給料表	区分	適用人員 人	平均年齢 歳	平均経験年数 年	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
					大学卒 %	短大卒 %	高校卒 %	中学卒 %	男 %	女 %
全給料表		23,533	41.9	20.1	80.4	6.4	13.1	0.0	60.9	39.1
行政職給料表		5,728	43.7	22.3	66.1	10.8	23.1	0.0	66.4	33.6
公安職給料表		5,148	37.9	17.3	62.4	3.7	33.9	0.0	90.4	9.6
教育職給料表(二)(ロ)		4,168	44.3	21.8	95.5	4.0	0.6	-	55.9	44.1
教育職給料表(三)(イ)		7,951	41.9	19.4	93.5	6.5	0.0	-	40.9	59.1
研究職給料表		263	43.4	20.7	99.6	-	0.4	-	79.8	20.2
医療職給料表(一)		41	39.2	15.5	100.0	-	-	-	82.9	17.1
医療職給料表(二)		163	41.1	17.1	93.3	6.7	-	-	33.1	66.9
医療職給料表(三)		71	44.3	22.2	97.2	2.8	-	-	0.0	100.0

(2) 職員の平均給与月額

職員の平均給与月額を昨年と比べると、全体で531円(0.1%)減少している。

給料表別に見ると、減少率が最も高いのは医療職給料表(三)で7,127円(1.9%)減少している。

給料表	区分	平成30年(A)	平成29年(B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
全給料表		392,730 円	393,261 円	99.9 %
行政職給料表		385,451	386,738	99.7
公安職給料表		361,433	358,653	100.8
教育職給料表(二)(ロ)		425,640	425,987	99.9
教育職給料表(三)(イ)		399,304	401,160	99.5
研究職給料表		404,172	405,734	99.6
医療職給料表(一)		820,296	831,195	98.7
医療職給料表(二)		361,105	355,721	101.5
医療職給料表(三)		364,291	371,418	98.1

2 職種別民間給与実態調査

(1) 調査の目的及び調査対象事業所等

職員の給与を検討するための基礎資料を作成するため、人事院及び広島市人事委員会等と共同で、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 (1,330 事業所) から産業、規模等を考慮して無作為抽出した事業所について、4 月分給与等の実態を調査した。

産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
全 産 業	301	124	130	47
農 業 , 林 業 , 漁 業	0	0	0	0
鉱業,採石業,砂利採取業, 建設業	26	13	7	6
製 造 業	117	36	58	23
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業,運輸業,郵便業	60	32	20	8
卸 売 業 , 小 売 業	24	12	9	3
金 融 業 , 保 険 業 , 不動産業,物品賃貸業	18	12	5	1
教育,学習支援業,医療, 福祉,サービス業	56	19	31	6

(注) 上記のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 3 所、調査不能の事業所が 46 所あった。

(2) 職員給与と民間給与との比較

ア 職員給与と民間給与との較差 (月例給)

職員においては行政職給料表の適用者、民間事業所の従業員においては公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係職種のものについて、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の平成 30 年 4 月分の給与額を対比させ、精密に比較したところ、職員給与が民間給与を 1 人当たり平均 641 円 (0.16%) 下回っていた。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 $\left(\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right)$
391,980 円	391,339 円	641 円 (0.16%)

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢階層別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである (ラスパイレス方式)。
 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から時間外手当、通勤手当及びこれらに相当する手当を除いたものである。
 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者 5,728 人から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた 5,539 人である。

イ 民間における特別給（ボーナス）の支給状況

平成29年8月から平成30年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額 \times 4.45月分（事務・技術等従業員）に相当している。

項 目	区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A1)		361,867 円	266,211 円
	上半期 (A2)		367,414 円	263,821 円
特別給の支給額	下半期 (B1)		807,465 円	495,885 円
	上半期 (B2)		816,775 円	503,062 円
特別給の支給割合	下半期	$\left(\frac{B1}{A1}\right)$	2.23 月分	1.86 月分
	上半期	$\left(\frac{B2}{A2}\right)$	2.22 月分	1.91 月分
	年 間 計		4.45 月分	3.77 月分

(注) 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(備考) 職員の場合、調査実施時の年間支給月数は、4.40月分である。

3 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、平成30年10月2日、県議会議長及び知事に対し、次の内容の報告及び勧告を行った。

(1) 職員の給与に関する報告

ア 平成30年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

職員給与と民間給与との比較結果及び人事院の勧告の内容等を総合的に勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

(ア) 給料表

本年の職員給与が民間給与を641円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、給料表を改定することとし、行政職給料表について、職員給与と民間給与との較差の程度や初任給の差、人事院の改定の考え方等を踏まえて、若年層を中心に全ての号給を引き上げるとともに、本県の給料表の構造を踏まえた改定を行う必要がある。

行政職給料表と同様の構造となっている医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)については、行政職給料表との均衡を基本に改定を行う必要がある。

また、全国人事委員会連合会が作成した「参考モデル給料表」を参考としている教育職給料表を含むその他の給料表については、行政職給料表の改定内容を踏まえて、若年層を中心に全ての号給を引き上げる改定を行う必要がある。

(イ) 初任給調整手当

人事院は、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、医師に対する初任給調整手当について、所要の改定を行うこととしている。

本県においても、国家公務員の取扱いに準じて改定を行う必要がある。

(ウ) 宿日直手当

人事院は、宿日直手当について、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行うこととしている。

本県においても、国家公務員の取扱いに準じて改定を行う必要がある。

(エ) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、現行の職員の年間支給月数(4.40月)が民間事業所における賞与等の特別給(4.45月分)を下回っていることから、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月とする必要がある。支給月数の引上げ分は、国の改定状況や民間事業所における特別給の配分状況を参考にして、勤勉手当に配分することとし、6月分と12月分の勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げる必要がある。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、国家公務員の改定に準じて改定する必要がある。

なお、国は、6月分と12月分の期末手当の支給割合が均等になるよう配分することとしており、本県においても、6月分と12月分の期末手当の支給割合が均等になるよう配分する必要がある。

(オ) 改定の実施時期

本年の民間給与との較差等に基づく給与改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。ただし、6月分と12月分の期末手当の支給割合を均等に配分する改定については、平成31年4月1日から実施する。

イ 給与制度をめぐる諸課題

(ア) 高齢層職員の昇給制度の見直し

国が平成26年から実施している、55歳を超える職員の昇給抑制措置については、多くの都道府県で国に準じた導入が進められているところであるが、本県における勤務成績を昇給に反映させる際の運用等の実態や平成28年から実施している本県独自の給料表の見直しなどを踏まえ、引き続き検討する必要がある。

(イ) 通勤手当

適材適所の配置や人材の育成など、人事管理上の必要性により県内各地への異動が行われている中で、本県の地理的事情や交通網の整備状況等から、多くの職員が通勤手段として新幹線や高速道路等を利用している。

こうした中で、本県の通勤手当制度について、職員の通勤実態や通勤に要する費用負担の状況、他の都道府県の動向等を踏まえ、次のとおり見直す必要がある。

まず、全額支給限度額について、前回改定から10年が経過する中、一定数の職員について相当程度の経済的負担が生じている状況がある。このため、通勤手当に係る職員の負担軽減の観点から、全額支給限度額について引き上げる必要がある。

また、自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当額について、前回改定した平成5年以降の自動車性能の向上等の状況を踏まえ、自動車等の使用距離区分ごとの額を引き下げる必要がある。

なお、自動車等により通勤する職員のうち、一定数の職員が有料駐車場等を利用し、その費用を自己負担していることなどを踏まえ、駐車場等料金についても、一定の要件の下、通勤手当を支給することについて検討する必要がある。

ウ 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本人事委員会は、本年の職員給与と民間給与との較差等を踏まえた月例給及び特別給等の引上げを求めるものである。

職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と負託に応えるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

(2) 勧告（内容抜粋）

本人事業委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

ア 平成30年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号。以下「給与条例」という。）の改正

a 給料表

現行給料表を別表1から別表5までのとおり改定すること。（別表1から別表5 略）

b 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿直勤務又は日直勤務は4,400円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿直勤務又は日直勤務は7,400円とし、常直勤務に係る支給月額の限度を22,000円とすること。

c 期末手当

(a) 再任用職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.125月分（給与条例第18条第2項第2号イに規定する特定幹部職員（(b)及びdにおいて「特定幹部職員」という。）にあつては、それぞれ0.925月分）とすること。

(b) 再任用職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.625月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ0.525月分）とすること。

d 勤勉手当

(a) 再任用職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ1.125月分）とすること。

(b) 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.45月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ0.55月分）とすること。

(イ) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）の改正

現行給料表を別表6のとおり改定すること。（別表6 略）

(ウ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）の改正

a 給料表

現行給料表を別表7のとおり改定すること。（別表7 略）

b 期末手当

(a) 平成30年度の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.45月分及び1.55月分とすること。

(b) 平成31年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分とすること。

(エ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年広島県条例第1号）の改正

a 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。（別表8 略）

b 期末手当

(a) 平成30年度の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.45月分及び1.55月分とすること。

(b) 平成31年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分とすること。

イ 改定の実施時期等

(ア) 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、アの(ア)のc、(ウ)のbの(b)及び(エ)のbの(b)については、平成31年4月1日から実施すること。

(イ) その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講じること。

(3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

ア 人材の確保・育成等

(ア) 多様で有為な人材の確保

若年人口の減少や民間企業の採用拡大の影響などにより、公務員については、全国的に人材の確保が厳しい状況にある。この状況は本県においても同様であり、技術系職種については、特に確保が困難な状況が続いている。

こうした中、本県では、多様で有為な人材の確保に向けて、試験制度の見直しや広報活動の拡充を通じ、新たな受験者層の掘り起こしや、民間経験の豊富な人材の採用などを進めているところである。

今後も、各任命権者とも協力し、広島をより良くしたいという意欲と志を持つ人材を、事務系・技術系ともに幅広い層から掘り起こし、確保するため、試験制度の研究・改善や対象者層に応じたきめ細かな広報活動などを行うとともに、合格者を最終的に採用に結び付けるための方策を検討するなど、各段階において、多様で有為な人材の確保に取り組んでいく必要がある。

(イ) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法の改正により、平成28年4月から、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた実績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、評価結果を人事配置や人材育成に活用するなど、この制度を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとされた。

各任命権者においては、標準職務遂行能力を新たに定めるとともに、人事評価制度に関し、評価者研修を通じて適切な目標設定を行うなど、制度の実効性を高めるための改善を図っていると

ころである。

この制度を人事管理の基礎として活用していくためには、制度に対する職員の信頼を得つつ、円滑に運用していく必要があることから、各任命権者においては、適宜、制度の運用状況を適切に検証しながら、客観的で透明性の高い人事管理を進めていくことが重要である。

(ウ) 人材育成

本県を取り巻く環境が絶えず変化する中、本県の目指す姿の実現に向けた施策を効果的に進めていくためには、限られた経営資源を最大限活用して、高度化・複雑化する行政課題等に対応できる多様な人材を育成していくことが求められる。

そのためには、日々の仕事を通じて行うOJT、課題解決に向けた実践的な研修により行うOff-JT、他団体との人事交流等により、経歴等の多様性に配慮しながら、個々の職員に応じて採用から退職・再任用まで、計画的な人材育成を図ることが重要である。

また、出産や育児や介護等のために一時的に職務から離れた職員に対して、休業中の研修受講機会の確保やキャリア形成支援に係る取組など、必要な支援がなされているところであり、引き続き、ライフイベントに配慮した人材育成を進めていくことが必要である。

(エ) 女性の活躍の推進

女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍することを推進する観点から、計画的な女性職員の採用・育成や男女を問わず働きやすい職場づくりなどを進めていくことが重要である。

女性職員の採用・育成等に関して、各任命権者とも、特定事業主行動計画に基づき取組を進めており、各役職段階における女性職員の割合については一定の進展が見られるところであるが、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（管理職の女性登用率）の向上については、依然として十分とは言えない状況もある。

計画策定から2年半を迎え、計画期間の折り返し地点を経過している点も踏まえ、計画に掲げる目標の達成に向けて、取組の一層の推進が必要である。

(オ) 新しい臨時・非常勤職員制度への対応

地方公務員の臨時・非常勤職員について、「特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備する」ことを内容とする、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、平成32年度から施行されることとなっている。

この法改正を受け、各任命権者においては、臨時・非常勤職員の実態把握、職の再設定に向けた検討、会計年度任用職員の任用・勤務条件等について検討を進めているところである。

平成32年4月の新制度の導入に向けて、法改正の趣旨に沿った任用や勤務条件となるよう、適切な制度設計を確実に進めていく必要がある。

イ 働き方改革と勤務環境の整備

公務において、組織の活力を維持・向上させるためには、時間外勤務の縮減や両立支援の取組などの働き方改革を推進することにより、公務内の全ての職員が従来型の働き方に関する価値観などを改め、それぞれの能力や経験等を十分に発揮して活躍し、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」

の好循環をもたらすワーク・ライフ・バランスの実現を図る必要がある。

なお、民間企業の働き方改革に関しては、先の国会で、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、時間外労働の上限等を定めることなどを内容とする働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立したところであり、このような動向も踏まえながら本県の取組を進めていく必要がある。

(ア) 時間外勤務の縮減等

- a 時間外勤務の縮減については、これまで職員の健康保持の観点からも優先的に取り組んできた重要な課題である。

これまでも、経営戦略会議などを中心として行われている管理監督者を主体としたマネジメント面での取組が推進されるとともに、予算関連業務の見直しなどの業務改善面での取組も進められ、平成29年度の時間外勤務については、平成28年度と比較すると、減少しているところであるが、長時間勤務を行っている職員が見受けられる状況もある。

管理監督者においては、勤務時間管理におけるその役割を十分認識した上で、厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえて勤務時間の適正な管理を行い、職場の実態に即した業務改善等を積極的に進める必要があるとともに、各任命権者においては、長時間勤務の是正に向け、要因を踏まえた的確で実効性のある取組を推進していく必要がある。また、職員の心身両面の健康への配慮を行うことも重要である。

なお、労働基準法（以下「労基法」という。）の改正により、いわゆる三六協定で定める時間外労働の上限等が定められ、来年4月から施行されることとなり、人事院においても、本年の公務員人事管理に関する報告において、超過勤務命令を行うことができる上限を定めることについて言及している。

本県においても、労基法上時間外労働の上限等が定められた趣旨や国及び他の都道府県の動向を踏まえ、時間外勤務の上限の設定について検討する必要がある。

- b 特に、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員の長時間労働が課題となっていることを踏まえ、本人事員委員会は、昨年の報告で、教育委員会に対し学校における働き方改革を進めることを求めたところである。

昨年の報告後、12月に、中央教育審議会において、学校における働き方改革に関する総合的な方策について中間まとめがなされ、それを踏まえて、文部科学省においても、緊急対策が取りまとめられた。また、本年3月には、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定したところである。

本県教育委員会においても、本年4月から「県立学校教職員勤務時間管理システム」の運用を開始し、パソコンのログオン及びログオフを行った時刻を活用した勤務時間の管理を始めるとともに、7月には、「学校における働き方改革取組方針」及び「運動部活動の指針」を策定し、学校における働き方改革に関する取組を進めているところである。

今後、より一層の教員の負担軽減につなげ心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進していくため、教員の勤務実態や時間外労働に関する労基法改正の趣旨も踏まえた上で、多忙化解消

に向け、より具体的で実効性のある勤務環境の改善策を組織全体で講じ、引き続き、学校における働き方改革を進める必要がある。

- c さらに、「仕事以外の生活の充実」の観点からは、年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、各任命権者においては、週休日や夏季休暇等と連続した取得など、計画的な年次有給休暇の取得促進の取組を行っているところである。今後も、民間労働法制における年次有給休暇の時季指定に係る措置も踏まえた上で、職員の意識向上や取得しやすい環境整備等に引き続き積極的に取り組む必要がある。

(イ) 両立支援の取組の推進

ワーク・ライフ・バランスを図る観点から、育児や介護に責任を有する職員が仕事と生活を両立しながら勤務できる環境を整備することは重要である。

育児に関しては、各任命権者とも、特定事業主行動計画（以下「行動計画」という。）に基づき、幹部職員のイクボス宣言やテレワークの利用促進など様々な取組を進めてきたところであり、平成32年度に向けた行動計画に掲げる目標を既に達成した項目もある。ただし、行動計画の一部の項目については目標を達成できていない状況もあることから、計画期間内に目標を達成できるよう、更に取組を強化していく必要がある。

ウ 職員の健康管理等

(ア) 職員の健康管理

職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、職員自らの能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要である。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、研修内容の見直しや専門職員の配置など、各任命権者において様々な取組を推進しているところであるが、精神疾患を原因とする長期病休者、休職者の数や割合は、依然として高い水準にある。とりわけ、精神疾患については、再発するケースが多いことから、再発防止のためにも、予防や早期発見・早期対応の観点に立ったメンタルヘルス対策がなお一層必要となっている。

また、平成28年度から実施しているストレスチェック制度については、今後、各所属における職員の心の不調の未然防止に資するよう、制度趣旨を職員に改めて周知するとともに、集団分析結果の有効活用を図っていく必要がある。

(イ) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げ、職場の運営にも支障をもたらすとともに、職員の心身の健康に支障を及ぼす要因となり得るものである。

各任命権者においては、相談窓口の設置や職員の意識啓発に取り組んでいるところであり、引き続き、ハラスメントのない職場環境づくりに努め、予防・解決に向けて取り組んでいく必要がある。

(ウ) 長距離・長時間通勤の解消

職員の長距離・長時間通勤については、職員の健康管理や効率的な公務運営の観点から、各任命権者において解消に向けた様々な取組が行われてきており、近年は概ね横ばい傾向となっていたが、本年度は減少しているところである。

各任命権者においては、効率的な公務運営と適材適所の配置とのバランスのとれた人事管理施策を行う中で、より一層、職員が健康で意欲的に職務に取り組むことができるよう、長距離・長時間通勤の実態を把握・分析し、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な方策により、長距離・長時間通勤の解消に向けて取り組む必要がある。

エ 高齢層職員の能力及び経験の活用

(ア) 再任用制度

年金支給開始年齢の65歳までの段階的な引上げに伴い、各任命権者においては、雇用と年金の接続を図るため、退職者を再任用することで対応してきている。

年金支給開始年齢の引上げなどに伴いフルタイム任用が拡充され、再任用職員が更に増加することが想定される中、各任命権者においては、今後とも、新規採用への影響も考慮しつつ、意欲と能力のある再任用職員を適切に配置し、その能力や経験を最大限活用していく必要がある。

(イ) 定年の引上げ

本年8月10日、人事院は、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げることについて、意見の申出を行った。この中では、定年の引上げの必要性とともに、具体的措置として、役職定年制や定年前の再任用短時間勤務制の導入、60歳を超える職員の給与などについて示されている。

この申出を踏まえ、今後、政府において具体的な検討が進められることから、その動向を注視しつつ、本県においても、制度の円滑な導入に向けて、所要の準備を進めていく必要がある。

オ 不祥事防止に向けた取組の徹底

行政運営に関して課題が山積する厳しい状況の中で、多くの職員は、県職員としての使命を果たすべく、真摯に日々の職務に精励しているところである。

しかしながら、依然として教職員によるわいせつ・セクハラ事案は後を絶たず、公文書の不適切な事務処理の事案も発生しており、このような状況は、公務員、ひいては公務全体に対する信頼を大きく揺るがすものであり、極めて遺憾である。

各任命権者においては、懲戒処分の方針の改正や再発防止に向けた研修など、規範意識の確立に向けた取組を行っているところであるが、引き続き、事案毎に原因分析を行い、その結果に基づき、不祥事防止に向けた取組を続けていくことが重要である。

また、職員においては、一人一人が全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令遵守はもとより、高い倫理観のもと、県民の信頼と負託に応えていくことが必要である。

4 職員の給与制度改定の動き

(1) 平成30年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定

ア 給料表等

本人事業委員会が平成30年10月2日に行った「職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する報告（以下「報告」という。）」のとおり改正された。（平成30年4月1日適用）

イ 初任給調整手当

報告に基づき医師の初任給調整手当が改正された。（平成30年4月1日適用）

ウ 宿日直手当

報告に基づき宿日直手当が改正された。（平成30年4月1日適用）

エ 期末手当

報告のとおり改正された。（平成31年4月1日適用）

オ 勤勉手当

報告のとおり改正された。（平成30年4月1日適用）

(2) 通勤手当

給与報告に基づき次のとおり見直しを行った。（平成31年4月1日適用）

- ・ 通勤手当の全額支給限度額を78,000円から98,000円に引上げ
- ・ 自動車等の使用距離区分ごとの額を自動車で最大600円、自転車等で最大2,000円引下げ
- ・ 一定の要件を満たす職員について、3,000円を限度に駐車料金の1/2の額を支給

審 查 關 係 業 務

第4 審査関係業務

1 公平審査

職員は、人事委員会に対して、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合には審査請求（地方公務員法第49条の2）を、また、給与、勤務時間その他の勤務条件に関しては措置の要求（同法第46条）をすることができる。

審査請求及び措置要求の各事案の処理状況は、次のとおりである。

(1) 不利益処分に関する審査請求

平成29年（不）第2号事案（知事部局職員懲戒免職事案）	
1 当事者	審査請求人 知事部局職員 処分者 広島県知事
2 処分の内容	(1) 処分年月日 平成29年10月11日 (2) 処分内容 懲戒免職 (3) 処分事由 窃盗により過去に懲戒処分を受けたにもかかわらず、コンビニエンスストアでむすび3個及び書籍1冊を窃取した。また、所属長から指導を受けていたにもかかわらず、業務と関係のないインターネット閲覧等を行った。
3 不服の理由の要旨	(1) 書籍1冊を窃取したと認定するに足りる証拠はなく、同窃取の事実を認めることはできない。 (2) *年以上前の非違行為を本件非違行為と並列的に評価したり、窃盗の常習性を認定する根拠とすることは誤りである。 (3) 処分理由に記載の事実が全て認められたとしても、免職処分を選択せざるを得ない特段の事情が存在するものと認められない。
4 審査の経過	平成29年12月12日 審査請求 平成29年12月19日 受理 平成30年7月14日 第1回口頭審理 平成30年8月30日 第2回口頭審理 平成30年10月24日 審理終了 平成30年11月28日 裁決（棄却）
5 審査の方法	非公開口頭審理

平成30年（不）第1号事案（県立学校教員戒告事案）	
1 当事者	審査請求人 県立学校教員 処分者 広島県教育委員会
2 処分の内容	(1) 処分年月日 平成30年6月8日 (2) 処分内容 戒告 (3) 処分事由 顧問を務める部活動の2名の女子生徒に対して不適切な身体接触等を行い、うち1名が数日間登校できない状況となり、医師の診察を受けるに至った。また、この一連の行為に関して、管理職から当該女子生徒や保護者等と接触しないよう指示されていたにもかかわらず、無断で接触を繰り返し、自己の一方的な主張を流布するなどして不快感や不信感を与えた。
3 不服の理由の要旨	(1) 不適切な身体接触の認定内容は事実とは異なり、またその認定過程に合理性はない。 (2) 身体接触問題に関連し、女子生徒や保護者等に対する無断接触及び一方的な主張の流布を行った事

実は全て存在しない。また、処分の過程で、どの行為が処分対象であるかを具体的に教示されなかったことは、適正手続の原則に反する。

4 審査の経過

平成30年9月7日 審査請求

平成30年9月13日 受理

係属中

5 審査の方法 非公開口頭審理

平成30年（不）第2号事案（県立学校教員停職事案）

1 当事者 審査請求人 県立学校教員

処分者 広島県教育委員会

2 処分の内容

(1) 処分年月日 平成30年7月13日

(2) 処分内容 停職6月

(3) 処分事由 歩道上において、不特定又は多数人が認識し得る状況で、自己の性器を露出する行為を繰り返し行った。

3 不服の理由の要旨

(1) 本件非違行為は、不特定又は多数人が認識し得る状況では行われておらず、刑法上の公然わいせつ罪に該当しない。

(2) 処分が残り続けることで、自己の死後も妻子の生活に大きな影響を与えるものであり、処分は明らかに重すぎる。

4 審査の経過

平成30年10月11日 審査請求

平成30年11月15日 決定（却下）

(2) 勤務条件に関する措置の要求

平成29年（措）第1号事案（通勤手当等）

1 当事者 要求者 知事部局職員

当局 広島県知事

2 措置要求内容の要旨

(1) 通勤手当に関して、有料道路の利用要件（月3/4、1/2以上の利用）の撤廃等を行うこと。

(2) 早朝勤務について、時間外勤務手当を支払うこと。

3 審査の経過

平成30年3月12日 措置要求

平成30年3月28日 受理

係属中

2 職員からの苦情相談

地方公務員法第8条の規定に基づき、職員からの勤務条件その他人事管理に関する悩みや苦情について相談に応じている。

平成30年度中の職員からの苦情相談の状況は次のとおりである。

苦情相談の状況

(平成30年度)

申出人の任命権者	件数
知事	0件
教育委員会	5件
警察本部長	2件
受託分	1件

3 職員団体等

(1) 職員団体の登録

職員団体は、地方公務員法第 53 条及び職員団体の登録に関する条例（昭和 41 年広島県条例第 24 号）に基づいて人事委員会に登録の申請をすることができる。

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

職員団体の登録状況（県分）

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（平成 30 年度）
自治労広島県職員労働組合	法人	昭 41. 10. 3	平 30. 4. 13（役員）
広島県教職員組合	法人	昭 41. 10. 3	なし
広島県高等学校教職員組合	法人	昭 41. 10. 3	平 31. 2. 13（役員）
全広島教職員組合	法人	平 1. 12. 28	平 30. 4. 13（役員・事務所）

職員団体の登録状況（受託分）

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（平成 30 年度）
府中町職員労働組合	非法人	昭 42. 4. 6	平 30. 5. 2（役員） 平 30. 12. 6（役員）
大崎上島町職員労働組合	法人	平 16. 2. 13	平 30. 12. 6（役員）
神石高原町職員労働組合	法人	平 17. 2. 15	平 30. 11. 7（規約・役員）
世羅町職員労働組合	法人	平 18. 4. 7	なし
熊野町職員労働組合	非法人	平 24. 12. 10	なし
宮島競艇施行組合職員労働組合	非法人	昭 50. 8. 11	平 30. 5. 16（役員）

(2) 管理職員等の範囲の指定

管理職員等とは、地方公務員法第 52 条第 3 項ただし書きに規定される職員のことをいい、その範囲の指定は同法第 52 条第 4 項の規定により人事委員会規則で定めることになっている。

人事委員会規則による管理職員等の範囲は次のとおりである。

管理職員等の範囲 (県分)

本 庁		平成 31 年 3 月 31 日現在	
機関	職	機関	職
議会事務局	事務局長 次長 課長 共通業務担当監 課長代理 秘書担当の課長補佐 秘書係長 庶務係長		教育次長 理事 参与 部長 乳幼児教育・教育支援部長 課長 (室長を含む。) センター長 県立学校改革担当課長 人事管理監 職員管理監 社会教育監 教育指導監 校務指導監 経営企画監 教育支援推進監 学びの变革推進監 課長代理 副センター長 主幹 総務係長 法務係長 教育広報係長 秘書係長 企画調整係長 県立学校人事係長 小中学校人事係長 採用研修係長 行政係長 給与第一係長 給与第二係長 文化財保護係長 学校財務係長 教職員定数係長 振興係長 管理係長 主査 (管理部経営企画担当, 総務課 (総務係 (人事又はサービスを担当するものに限る。)), 法務係及び秘書係に限る。), 教職員課 (企画調整係を除く。), 学校経営支援課 (教職員定数係及び学校経営支援推進班学校業務改善推進担当), 学びの变革推進課 (人事を担当する者に限る。), 県立学校改革担当 (人事を担当する者に限る。)) 管理主事 総務係 (人事又はサービスを担当する者に限る。), 法務係, 秘書係, 教職員課 (企画調整係を除く。) 教職員定数係又は学校経営支援推進班学校業務改善推進担当の主任及び主事
知事部局	理事 局長 経営戦略審議官 都市建築技術審議官 危機管理監 部長 情報戦略総括監 課長 担当課長 減災対策推進担当課長 大学教育振興担当課長 子供未来戦略担当課長 土砂法指定推進担当課長 政策監 健康指導監 防災航空センター長 東部産業支援担当次長 企業誘致担当次長 担当監 参事 経営企画監 主幹 主査 主任・主事 (秘書課, 人事課の人事, 給与, 服務, 職員団体担当, 業務プロセス改善課の定数管理又は業務プロセスの再構築担当)	教育委員会事務局	
会計管理部	会計管理部長 課長 出納監察員 共通業務担当監 参事 (会計総務課に置かれ庶務又は予算を担当するもの) 主幹・主査 (会計総務課の庶務, 予算担当のうち, グループリーダー業務に従事するもの)	選挙管理委員会事務局	事務局長 次長
		人事委員会事務局	事務局長 次長 課長 参事 主幹・主査・事業調整員・主任 (任用, 給与 勧告, 公平審査等の事務担当)
		監査委員会事務局	事務局長 次長 合同総務課長 監査総括監 監査管理監 参事 (合同総務課)
		労働委員会事務局	事務局長 次長 合同総務課長 主任 労働監 労働監 参事 (合同総務課)
		海区漁業調整委員会事務局	事務局長 次長
		内水面漁場管理委員会事務局	事務局長

地方機関

機 関	職
総務事務所	所長 支所長 次長 課長 参事
県税事務所	所長 分室長 次長 課長 地方税総括管理監
厚生環境事務所	所長 支所長 医監 次長 課長
保健所	所長 支所長 次長 課長
食肉衛生検査所	所長
動物愛護センター	所長 総務課長
こども家庭センター	所長 次長 総務企画課長 総務課長 相談援助課長
農林水産事務所	所長 事業所長 次長 課長 ダム管理事務所長
畜産事務所	所長 次長 課長
病虫害防除所	所長 次長
家畜保健衛生所	所長 次長 課長
建設事務所	所長 支所長 次長 課長 担当課長 ダム管理事務所長 事業所長
広島港湾振興事務所	所長 次長 課長
消防学校	校長 教頭 総務課長
東京事務所	所長 次長 総務課長
自治総合研修センター	所長 総括研修企画監 研修 企画監
大阪情報センター	企業立地監 所長 次長
農業技術指導所	所長 次長
文書館	館長
総合技術研究所	所長 センター長 医監 次 長 支所長 部長 課長
縮景園	園長 副園長

機 関	職
美術館	館長 副館長 課長
三次看護専門学校	校長 副校長 総務課長
総合精神保健福祉センター	所長 次長 総務企画課長
身体障害者更生相談所	所長
広島学園	園長 副園長 課長
高等技術専門学校	校長 副校長 庶務課長
技術短期大学校	校長 副校長 庶務課長
障害者職業能力開発校	校長 副校長 庶務課長
農業技術大学校	校長 副校長 総務課長
教育事務所	所長 支所長 副所長 総 務課長 教育指導課長 主 任管理主事 管理主事
みよし風土記の丘	所長 副所長
埋蔵文化財センター	所長 副所長
教育センター	所長 副所長 部長
生涯学習センター	所長 副所長 総務課長
図書館	館長 副館長 総務課長
少年自然の家	所長 副所長
歴史民俗資料館	館長 副館長 総務課長
歴史博物館	館長 副館長 総務課長
高等学校	校長 教頭 事務部長 総 括事務長 事務長
中学校	校長 教頭 事務部長
特別支援学校	校長 教頭 部の主事 総 括事務長 事務長

備考

- 1 知事部局の「政策監」は、政策監のうち、総務課、業務プロセス改革課、経営企画チーム、地域力創造課、スポーツ推進課、観光課及び都市計画課に置かれるものをいう。
- 2 知事部局の「参事」は、参事のうち、総務課（公益法人の指導監督を担当するものを除く。）、秘書課、人事課、業務プロセス改革課、福利課、財政課、経営企画チーム、研究開発課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれるもの並びに財産管理課及び税務課に置かれ庶務又は予算を担当するものをいう。
- 3 知事部局の「主幹」及び「主査」は、主幹及び主査のうち、秘書課、人事課（安全衛生管理を担当するもの（グループライダー業務に従事するものを除く。）を除く。）、財政課及び経営企画チームに置かれるもの、危機管理課、総務課、地域政策総務課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれ庶務を担当するもの（グループライダー業務に従事するものに限る。）、総務課に置かれ予算又は法務を担当するもの（グループライダー業務に従事するものに限る。）、業務プロセス改善課に置かれ定数管理又は業務プロセスの再構築を担当するもの並びに研究開発課に置かれ庶務又は予算を担当するもの（グループライダー業務に従事するものに限る。）をいう。
- 4 教育委員会の「主幹」とは、主幹のうち、教職員課（人事を担当するものに限る。）に置かれるものをいい、「管理係長」は、管理係長のうち、生涯学習課に置かれるものをいう。
- 5 こども家庭センターの「相談援助課長」は、相談援助課長のうち、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターに置かれるものをいう。

管理職員等の範囲（受託分）

(町)

平成31年3月31日現在

詔	町名	議会事務局	町長部局	会計管理者部局	教育委員会事務局	保育所等	病院等	その他	小中学校	改正年月日
安芸郡	府中町	事務局長 事務局次長	部長 所長 参事 次長 課長 主幹 課長補佐(職員課) 主査(職員課)	会計管理者 室長 主幹	教育部長 教育次長 課長 主幹			監査委員事務局長 福寿館長 環境センター所長 府中南交流センター館長 図書館長 公民館長 歴史民俗資料館長	校長 教頭 事務長	H28. 4. 28
	海田町	事務局長 主幹	部長 次長 課長 所長 室長 主幹 課長補佐(総務課) 庶務係長(総務課) 職員係長 財政係長	会計管理者 室長	教育次長 課長 教育指導監 主幹	所長		児童館長 町民センター所長 環境センター所長 図書館長 公民館長 ふるさと館長 ひまわりプラザ館長・所長	校長 教頭 事務長	H29. 5. 1
	熊野町	局長	部長 次長 参事 課長 課長補佐(総務課)	会計管理者 課長	部長 次長 課長 教育指導監			熊野団地防災センター長 老人福祉センター所長 中央地域健康センター所長 くまの・こども夢プラザ館長 公民館長 図書館長 くまの・みらい交流館長	校長 教頭 事務長	H30. 4. 1
	坂町	事務局長	技監 部長 副部長 課長 長 人事係長	会計管理者 室長	教育次長 課長				校長 教頭 事務長	H29. 4. 1
山県郡	安芸太田町	事務局長	課長 室長 主幹・課長補佐(総務課人事及び財政担当) 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	教育次長 課長			保健・医療・福祉統括センター事務局長・課長 福祉事務所長 幼稚園長 学校給食共同調理場長	校長 教頭 事務長	H29. 5. 1
	北広島町	事務局長	参事 危機管理監 課長 所長 課長補佐(総務課) 総務係長 行政管理係長 情報電算係長 財政係長 【支所】支所長 次長	会計管理者 室長	副教育長 課長	保育所 所長 保育園 長	【診療所】 診療所長 事務長	芸北ホリスティックセンター所長・次長 大朝保健センター所長 豊平保健福祉総合センター所長・次長	校長 教頭 事務長	H27. 4. 30
豊田郡	大崎上島町	事務局長	課長 課長補佐(総務企画課) 庶務係長	会計管理者 課長	課長 教育指導監			福祉事務所長 幼稚園長・教頭	校長 教頭 事務長	H28. 4. 28
世羅郡	世羅町	事務局長	課長 室長 課長補佐(総務課) 【支所】支所長 課長	会計管理者	課長 室長	所長		給食センター所長 せらにシタウンセンター所長	校長 教頭 事務長	H27. 4. 30
神石郡	神石高原町	事務局長	課長 課長補佐(総務課) 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	課長 調整監	所長		農業委員会事務局長	校長 教頭 事務長	H27. 4. 30

(一部事務組合)

区分	一部事務組合名	管 理 職 員 等	改正年月日
複合	甲世衛生組合	会計管理者 事務局長	H21. 6. 11
	三原広域市町村圏事務組合	事務局長 事務局次長 所長 場長 会計管理者 室長	H19. 7. 6
環境衛生	安芸地区衛生施設管理組合	事務局長 課長 会計管理者	H21. 5. 28
	芸北広域環境施設組合	事務局長 会計管理者	H21. 4. 30
	広島中央環境衛生組合	事務局長 会計管理者 次長 課長 参事 (総務課)	H30. 4. 1
内部管理	広島県市町総合事務組合	事務局長 会計管理者	H21. 5. 28
その他	宮島競艇施行組合	議会事務局長 局長 課長 担当課長 ※課長補佐 (経営管理課) 総務職員係長 財務経営係長	H23. 5. 6
	広島中部台地土地改良施設管理組合	会計管理者 課長	H22. 4. 30

※注 宮島競艇施行組合の「課長補佐 (経営管理課)」とは、課長補佐のうち、経営管理課に置かれ、人事、職員団体又は財政に関する事務を担当するものをいう。

(広域連合)

広域連合名	管 理 職 員 等	改正年月日
広島県後期高齢者医療広域連合	議会事務局長 事務局長 事務局次長 課長 (会計課長を含む) 会計管理者 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長	H20. 6. 5

4 労働基準監督機関としての職権行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署の事業（同表に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に対しては、人事委員会が行うこととなっている。

労働基準法別表第1による県の事業所の号別区分及び労働基準監督機関としての職権行使の状況は、次のとおりである。

労働基準法別表第1による号別区分（県関係分のみ）

（平成31年3月31日）

労基法別表第1各号	事業内容	該当事業所	監督機関
1号	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業		労働基準監督署
2号	鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業		労働基準監督署
3号	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業		労働基準監督署
4号	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業		労働基準監督署
5号	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業		労働基準監督署
6号	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業		労働基準監督署
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業		労働基準監督署
8号	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業		労働基準監督署
9号	金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業	大阪情報センター	労働基準監督署

労基法 別表第1 各号	事業内容	該当事業所	監督機関
10号	映画の製作又は映写, 演劇その他興行の事業		労働基準 監督署
11号	郵便, 信書便又は電気通信の事業		人 事 委 員 会
12号	教育, 研究又は調査の事業	消防学校 文書館 自治総合研修センター 総合技術研究所のセンター 美術館 看護専門学校 高等技術専門校 (広島高等技術専門校を除く) 広島高等技術専門校・広島技術短期大学校 広島障害者職業能力開発校 農業技術大学校 教育センター 広島高等学校・広島中学校 高等学校 (広島高等学校を除く) 特別支援学校 (寄宿舎を除く) 図書館 少年自然の家 生涯学習センター 埋蔵文化財センター みよし風土記の丘 歴史民俗資料館 歴史博物館 警察学校	人 事 委 員 会
13号	病者又は虚弱者の治療, 看護その他保健衛生の事業	厚生環境事務所・保健所 (支所を除く) 厚生環境事務所支所・保健所支所 こども家庭センター一時保護課 広島学園 総合精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 動物愛護センター 特別支援学校の寄宿舎	労働基準 監督署
14号	旅館, 料理店, 飲食店, 接客業又は娯楽場の事業		労働基準 監督署
15号	焼却, 清掃またはと畜場の事業		労働基準 監督署
前各号に該当しない官公署の事業		本庁 総務事務所 (支所を除く) 総務事務所支所 東京事務所 県税事務所 (分室を除く) 県税事務所分室 総合技術研究所企画部 縮景園 こども家庭センター (一時保護課を除く) 身体障害者更生相談所 農林水産事務所 (事業所を除く) 農林水産事務所事業所 畜産事務所・家畜保健衛生所 農業技術指導所・病虫害防除所 建設事務所 (支所を除く) 建設事務所支所 広島港湾振興事務所 議会事務局 教育委員会事務局 (教職員課分室を除く) 教職員課分室 教育事務所 (支所を除く) 教育事務所支所 警察本部 警察署 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局	人 事 委 員 会

労働基準監督機関としての職権行使の状況

(平成 30 年度)

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	計
時間外労働・休日労働に関する協定届	19 件	105 件	1 件	125 件
断続的な宿直又は日直勤務業務許可	0	1	32	33
衛生管理者選任報告	9	37	14	60
産業医選任報告	1	1	3	5
ボイラー性能検査	3	2	0	5
第一種圧力容器性能検査	9	5	0	14
ボイラー・第一種圧力容器の休止報告	0	2	0	2
ボイラー・第一種圧力容器検査証の返還	1	0	0	1
ゴンドラの性能検査	1	0	0	1
ゴンドラの休止報告	2	0	0	2
クレーンの性能検査	0	0	0	0
クレーンの休止報告	0	0	0	0
クレーン検査証の書替・再交付	0	0	0	0
機械等設置届等	3	0	0	3
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	0	0	0	0

